

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登園自粛について（再）

先般お知らせ致しました、都城市からの登園自粛の要請にともなう減額措置については、市内関係各所で解釈が乱れており、窓口によって応答がまちまちのようで混乱を来しております。当法人のお知らせに関しても、多数お問い合わせを頂いております。つきましては、市役所保育課に再度確認を取りまして、以下の通り整理しました。改めて、登園を自粛した場合の措置について下記の通りお知らせ致しますので、ご確認ください。

**都城市からの登園自粛要請期間：4月22日（水）～5月6日（水）の間の登園日**

上記期間の登園日に登園されなかった方は、保育料等につきまして、以下の通り対応致します。

### 3号認定（0～2歳児）のみなさん

#### ★保育料について

4月22日から5月6日までの登園日のうち、休園した日（理由を問わず登園しなかった日）が一日でもあった場合は、休園した日数分だけ保育料が日割り計算で減額されます（期間中全て休まないと減額されないというわけではありません）。



### 1号認定（満3～5歳児）のみなさん

（※1号認定の満3歳を含む）

#### ★保育料について

保育料は既に無償化されていますので、登園自粛の影響はありません。

#### ★給食費について

4月22日から5月6日までの登園日を全て休園されている場合に限り、給食費を減額します。

- 月～金利用の方 … 1,330円（190円×登園日7日分）を減額します。
- 月～土利用の方 … 1,710円（190円×登園日9日分）を減額します。

先日21日の文書でお知らせしました通り、全て休園の場合のみ減額対応となります。期間中一日でも登園している場合は、通常通り定額納入（月3,800円）です。

#### ★月極めの1号認定預かり保育料について

1号認定預かり保育料については、いったん定額で納入していただきますが、新2号認定を取得されている方は後日償還払いにより払い戻されますので、登園自粛の影響はありません。

預かり保育を月極めで利用されている方で、かつ新2号の無い方は、登園を自粛しても、預かり保育料に関しては通常の月定額での納入となります。ただし、一か月の登園日数が大幅に減って月極め定額より単発利用扱い（一日450円）の方が額が低くなるケースになった場合は、当月に限り単発利用扱いで計算させていただきます。



### 2号認定（3～5歳児）のみなさん

#### ★保育料について

保育料は既に無償化されていますので、登園自粛の影響はありません。

#### ★給食費（月4,750円）について

4月22日から5月6日までの登園日を全て休園されている場合に限り、給食費から1,710円（190円×登園日9日分）を減額します。

先日21日の文書でお知らせしました通り、全て休園の場合のみ減額対応となります。期間中一日でも登園している場合は、通常通り定額納入（月4,750円）です。



4月分の保育料引き落とし日が4月27日ですので、いったん保育料等は全額引き落とし形となります。その後、上記に当てはまる方については、当法人で登園記録から該当者を調べて、減額分を後日還付します。還付方法は決まり次第お知らせします（現金払い戻しか、次月口座引き落とし時の相殺かになると思われます）。

当法人からのお願いとしまして、期間中全て休園される方は、先日4月21日付の文書でお願いしておりました「登園自粛申請書」をご提出いただくと、期間中の休園状況についてあらかじめ把握ができ、現場の運営上非常に助かります。ご協力いただけますようお願い致します（全て休園ではない方、数日のみ休園される方は必要ありません）。

★現時点で市役所より提供されている情報を基に作成しております。今後の情勢により内容に変更が加えられる場合がありますので予めご了承ください。